

議案第 35 号

狭山市家庭保育条例を廃止する条例

狭山市家庭保育条例（昭和 47 年条例第 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

平成 27 年 6 月 9 日提出

狭山市長 仲 川 幸 成

提案理由

子ども・子育て支援法等の施行により、家庭保育の受託者が特定地域型保育事業に移行することに伴い、家庭保育室事業を廃止したいので、この案を提出するものである。